

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1865番地
氏名 ウム・ヴェルト株式会社
代表取締役 矢島 孝昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和5年1月24日

許可の有効年月日 令和11年7月31日

1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

破 砕：廃プラスチック類（廃蛍光灯、廃乾電池、水銀を含有した計器及び軟質なものを除く。）、木くず、金属くず（廃蛍光灯、廃乾電池及び水銀を含有した計器を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯及び水銀を含有した計器を除く。）以上4種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質かつ再生利用可能なものに限る。）、紙くず（再生利用可能なものに限る。）、金属くず（再生利用可能なものに限る。）以上3種類

【事業場②】

破 砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）に限る。）

圧縮梱包：廃プラスチック類（廃蛍光灯及び廃乾電池を除く。）、紙くず、金属くず（廃蛍光灯及び廃乾電池を除く。）以上3種類

【事業場③】

破 砕：廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃ガラス瓶に限る。）以上2種類

圧 縮：金属くず（廃スチール缶及び廃アルミ缶に限る。）以上1種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（廃ペットボトル及び軟質なものに限る。）以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地、処理施設及び保管施設の概要は別記のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2 頁及び3 頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成12年 8月 1日	指令産廃第368号	新規許可
平成29年 7月20日	指令産廃第492-1号	変更許可(事業場③の追加、破砕施設、圧縮施設及び圧縮梱包施設の追加)
令和 5年 1月24日	指令東環第23-8号	更新許可(優良認定)
令和 5年 3月29日	—	変更届(圧縮梱包施設の入替え)
令和 5年 7月31日	—	変更届(代表者)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

別記

施設等の所在地

- 【事業場①】 埼玉県久喜市河原井町47番4の一部 以上1筆 (面積851.47㎡)
- 【事業場②】 埼玉県久喜市河原井町46番 以上1筆 (面積2,070.48㎡)
- 【事業場③】 埼玉県加須市栄字六軒365番1、365番2 以上2筆 (面積2,894.20㎡)

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.16 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (廃蛍光灯、廃乾電池、水銀を含有した計器及び軟質なものを除く。) 以上1種類	平成12年 8月 1日 — —
	8.40 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成12年 8月 1日 平成13年 2月 1日 破5-32
	4.72 t/日 (8時間)	金属くず (廃蛍光灯、廃乾電池及び水銀を含有した計器を除く。) 以上1種類	平成12年 8月 1日 — —
	4.16 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃蛍光灯及び水銀を含有した計器を除く。) 以上1種類	
圧縮梱包施設	9.66 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質かつ再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	平成26年 1月31日 — —
	9.56 t/日 (8時間)	紙くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	
	28.32 t/日 (8時間)	金属くず (再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	11.19 t/日 (16時間) (ただし、廃プラスチック類については、0.78 t/日)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上3種類 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯) に限る。)	平成28年 8月22日 — —
圧縮梱包施設	382.24 t/日 (16時間)	廃プラスチック類 (廃蛍光灯及び廃乾電池を除く。) 以上1種類	令和 5年 3月29日 — —
	327.68 t/日 (16時間)	紙くず 以上1種類	
	481.28 t/日 (16時間)	金属くず (廃蛍光灯及び廃乾電池を除く。) 以上1種類	



【事業場③】

施設の種類の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.89t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
圧縮梱包施設	8.35t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
圧縮梱包施設	1.49t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃ペットボトルを除き、軟質なものに限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
圧縮施設	21.72t/日 (8時間)	金属くず(廃スチール缶に限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
圧縮施設	7.38t/日 (8時間)	金属くず(廃アルミ缶に限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
破碎施設	20.44t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
破碎施設	20.44t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —
破碎施設	20.44t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラス瓶に限る。)以上1種類	平成29年7月20日 — —

保管施設の種類の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類(廃蛍光灯、廃乾電池、水銀を含有した計器及び軟質なものを除く。)、木くず 以上2種類	18.7m ²	2.0m(屋内)
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上2種類(いずれも廃蛍光灯、廃乾電池及び水銀を含有した計器を除く。)	13.6m ²	2.0m(屋内)
廃プラスチック類(軟質かつ再生利用可能なものに限る。)、金属くず(再生利用可能なものに限る。) 以上2種類	23.9m ²	2.0m(屋内)
紙くず(再生利用可能なものに限る。) 以上1種類	8.7m ²	2.2m(屋内) (1.0m ³ ボックスパレット×10個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ）に限る。）	2.3㎡	3.0m（屋内） （0.2㎡ドラム缶×8個）
廃プラスチック類（廃蛍光ランプ及び廃乾電池を除く。） 以上1種類	27.6㎡	2.5m（屋内）
紙くず 以上1種類	12.4㎡	2.4m（屋内） （4.4㎡メッシュ鉄箱×4個）
金属くず（廃蛍光ランプ及び廃乾電池を除く。） 以上1種類	6.2㎡	2.4m（屋内） （4.4㎡メッシュ鉄箱×2個）
廃プラスチック類（廃蛍光ランプ及び廃乾電池を除く。） 以上1種類	42.8㎡	2.5m（屋内）
廃プラスチック類（廃蛍光ランプ及び廃乾電池を除く。） 以上1種類	28.0㎡	2.5m（屋内）

【事業場③】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）、金属くず（廃スチール缶及び廃アルミ缶に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃ガラス瓶に限る。） 以上3種類	157.5㎡	2.7m（屋内）
廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。） 以上1種類	39.9㎡	2.1m（屋内）
廃プラスチック類（廃ペットボトルを除き、軟質なものに限る。） 以上1種類	4.2㎡	2.1m（屋内） （1.5㎡メッシュボックス×4個）

（以下余白）